

第七編 社會保險及職工貯蓄

概説

勞働保險に關する今大正十一年中の出來事としては先づ指を健康保險法の制定に屈しなければならぬ。未だ充分なる保險制度とは云ひ得ないが、無きに優る事は明かだから一日も早く其實施を望まざるを得ない。簡易生命保險の最高額が三百圓を増したのも事業の成績に好影響を與へるであらう。然し乍ら其積立金の運用方法に至つては果して遺憾なきや否や大いに疑はしい。

第一 社會保險

一 社會保險の狀況

1 簡易生命保險事業概況

簡易生命保險事業は大正五年十月創設以來其の發達極めて著しく昨大正十年末には現在契約件數二、九〇四、六一七件、保險料は同一ヶ月一、四八四、〇二六圓、保險金額は三、三〇五、一五四、五二五圓を示して居

た。本年に入りては如何なる趨勢を示したであらうか。

先づ新契約件數を見るに、毎年激増する五、六月は急減したが七月以來又々増加し來り、八月には前年同期に比し二割六分を増して居る。而して昨年は六月以來八月にかけて漸減してゐるのに本年却つて右の如くに漸増せるは注目すべき事である。かくて人口千人當り新契約件數と本年八月には一・六九件を示し昨年同期(一・三五件)よりも可成り増加して居る。但し新契約の一件當り保險金額は六、七、八の三ヶ月に却つて低下を見て居る。即ち左表の如くである。

新契約件數及同保險金額		人口千當新契約件數	
大正十一年	大正十年	大正十一年	大正十年
新契約	險金額	契約件數	
四、九六	二、三五	〇、八九	一、六二
八、八九	九〇、二	一、四四	一、六二
一八三、〇	一七〇、九	三、三五	三、八
一三九、八	一四七、六	二、五〇	二、六
九、七	八、二	一、四	一、五

月	六月	七月	八月
人口千當新契約件數	八、二	八、三	九、八
保險金額	八、六	八、三	九、八
契約件數	二、九	二、九	三、〇
保險金額	二、四	二、三	二、三
契約件數	一、五	一、六	一、五
保險金額	一、八	一、五	一、五

然し失効及解約の狀況は餘りよろしくなく、其合計が契約現在高に對する比率は第二表に示す如く昨年同期に比して非常に昂昇して居る。而して失効解約合計の新契約に對する比率も、近時概して思はしくなく昨年同期よりも著しく増加して居る。

契約現在高對失効解約率

月	大正十一年		大正十年		月	大正十一年		大正十年		月	大正十一年		大正十年	
	件数	%	件数	%		件数	%	件数	%		件数	%	件数	%
一月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	一月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	一月	1,000	0.0780	1,000	0.0418
二月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	二月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	二月	1,000	0.0780	1,000	0.0418
三月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	三月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	三月	1,000	0.0780	1,000	0.0418
四月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	四月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	四月	1,000	0.0780	1,000	0.0418
五月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	五月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	五月	1,000	0.0780	1,000	0.0418
六月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	六月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	六月	1,000	0.0780	1,000	0.0418
七月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	七月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	七月	1,000	0.0780	1,000	0.0418
八月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	八月	1,000	0.0780	1,000	0.0418	八月	1,000	0.0780	1,000	0.0418
合計	10,000	0.7800	10,000	0.4180	合計	10,000	0.7800	10,000	0.4180	合計	10,000	0.7800	10,000	0.4180

次に死亡件数を檢すると、年初以來二千一、二百件乃至四百三、五十件の間を往來し、契約現在高に對する死亡率は前年同期よりも遙かに低下し著しく改善されて居る。即ち左表の如くである。

月	大正十一年		大正十年	
	死亡件数	死亡率(%)	死亡件数	死亡率(%)
一月	2,500	0.0078	2,500	0.0078
二月	2,100	0.0071	2,100	0.0071
三月	4,500	0.0148	4,500	0.0148
四月	2,870	0.0088	2,870	0.0088
五月	2,870	0.0088	2,870	0.0088
六月	4,390	0.0134	4,390	0.0134
七月	2,370	0.0073	2,370	0.0073
八月	2,370	0.0073	2,370	0.0073
合計	24,390	0.0076	24,390	0.0076

かくて契約現在高は新契約の増加にも拘らず、失効解約率昂騰の結果、増加の勢ひを殺がれたが尙確實の歩調を辿り、其件数は一月末の二百九十一萬件より八月末の三百四十五萬件に、即ち九十四萬件を増加し其金額は同じく三億七百萬圓より三億六千九百餘萬圓に、即ち六千二百萬圓を増加した。昨年末に比し件數に於て一割九分弱、金額に於て二割一部強の増加に當るのである。之を民間生命保險會社が年始以來七月末迄に僅かに件數に於て四分二厘、金額

に於て七分四厘を増加せるに過ぎないのに較べると近來に於ける簡易生命保險の成績は比較的良好な状態にあると云へる。而して簡易生命保險法改正の結果、最高保險額が三百五十圓となつたため状態は愈々良好に趨きつゝあるのである。而して人口千に對する簡易保險の契約現在件數は確實なる漸増の趨勢を示し昨年二月末三八件三一であつたが本年二月末には五二件九九に進み、同八月末には六一件六六になつてゐる。即ち左の如くである

月末現在契約高

契約件數	保險金額	人口千二付	去年同期	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
二、九一五	三〇七、六三三	五二・二	—	三、一〇七	三、二〇八	三、二五〇	三、三〇八	三、三九〇	三、四八〇	三、五七〇	三、六六〇
二、九六五	三三三、六〇八	五二・九	三、八三二	三、一〇七	三、二〇八	三、二五〇	三、三〇八	三、三九〇	三、四八〇	三、五七〇	三、六六〇

簡易生命保險成績累年表

男

新契約	復活	死亡	解約其他	效力減	年度末	現在契約	女		男	
							件數	金額	件數	金額
大正五年度	一、二四五	一、二四五	九	一、二四五						
大正六年度	一、二四五	一、二四五	九	一、二四五						
大正七年度	一、二四五	一、二四五	九	一、二四五						
大正八年度	一、二四五	一、二四五	九	一、二四五						
大正九年度	一、二四五	一、二四五	九	一、二四五						
大正十年度	一、二四五	一、二四五	九	一、二四五						

社會保險及職工貯蓄

解約失効 其他 件	件	九、五六四	三六、三八七	四八、一六九	五三、二八九	九八、〇九四
減 件	件	一、二二、三六一	二、七三、六三三	三、九七、五、六六八	五、四六、九、四三七	一〇、四三、一、七五〇
年度末 現在 契 保 險 件 數	件	八八、五六六	二六、一、六九三	四四、八三〇	六三六、〇七九	一、二、三六、五七五
約 保 險 件 數	件	八、一〇五、一一一	三、五、四六、八八五	三、八、九〇〇、〇四一	五七、九三、一、一七三	一、二、七、七三、八、四八八

口 簡易生命保險契約狀況 (大正十年度末現在)

終身保 險	個人契約	一、五五〇、八三七	六八七、五九九・三	一七五、四五八、三〇二・四
	團體契約	八六、九五〇	二六、七七〇・七	八、七〇一、二九六・四
養老保 險	個人契約	一、六三七、七八七	七四、三七〇・〇	一八四、一五九、五九八・八
	團體契約	一、三九一、九三二	八六二、八八八・八	一三九、〇七二、四四六・五
合 計	個人契約	五、四、九〇三	二〇、〇三六・三	三、五二九、二〇〇・一
	團體契約	一、四四六、八二三	八八二、九一五・一	一四二、六〇一、六四六・六
合 計	個人契約	二、九四三、七五八	一、五五〇、四八八・一	三、三四、五三〇、七四八・九
	團體契約	一、四二一、八五三	四六、七七七・〇	一、三、三〇、四九六・五
合 計	個人契約	三、〇八四、六一〇	一、五九七、二八五・一	三、六、七六一、二四五・四

ハ 簡易生命保險者職業別 (大正九年度末現在)

終身保 險	個人契約	二七〇、三三六	二〇五、二一〇	六、八三五	二、一九五	四八四、五六六
	團體契約	三、九六一、六八五	一五、〇一九、九二七	四四、九〇八	一四、二八四	三八、五三〇、八〇四
養老保 險	個人契約	一七五、六七五	一四四、四四九	一、四四七	八三九	三三三、四一〇
	團體契約	二〇、四六四、二五四	一五、三五四、七九八	一三、七七一	五〇、五二七	三六、〇〇三、二八九
合 計	個人契約	一、一〇、三三七	八八、六三八	二、〇三〇	一、三六〇	二〇二、三四五
	團體契約	一一、九七五、五三三	八、八〇六、五八二	一八〇、八八六	九三、七五〇	二、一〇、五、七四一
合 計	個人契約	一九、五〇四	一三、九六三	四、九三六	二、一三七	四〇、五四〇
	團體契約	二、〇四〇、七六〇	一、二七三、二七四	二八三、四七七	一三四、七八二	三、七三三、二九四

漁業 獵業 工業 商業 農業

業種	保件数	金額	業種	保件数	金額	業種	保件数	金額
雑業	72,675	63,459	住宅	2,536,000	1,699	715	138,498	
官公吏及軍人	8,705,405	6,897,917	共同宿泊所	76,000	1,793,387	54,606	15,837,314	
教員	39,125	31,237	簡易食堂	10,000	9,438	7,521	87,321	
生徒	5,321,967	3,077,897	公益市場	417,000	1,075,608	462,878	9,838,351	
諸業者ノ被雇職工及一般使役人	17,630,012	13,019,322	廉價供給事業	5,000	965	625	42,233	
無職	273,273	223,967	實費診療事業	15,000	130,808	41	53,370	
職業不詳	5,393	5,533	公設職業紹介所	5,000	793	41	53,370	
合計	1,161,076	944,356	公設質屋	10,000	3,481,164	2,577,989	34,708,477	
	1,252,336	895,588			3,481,164	1,577,989	34,708,477	

2 簡易生命保険積立金運用

状況

六十六萬七千圓を第一回貸付として決定した。貸付事業別金額は左の如くである。

公設託兒所	224,000
公益浴場	3,000
小學校	2,086,000
傳染病院	260,000
農業倉庫	20,000

第一回貸付

本年度積立金運用計畫に付ては運用委員會の決議に基づき、五月二十日逡信省告示を以て其貸付豫定總額、貸付の目的及貸付利率等も告示したが、爾來借入の申込總計件數三百六十件金額一千六百萬圓に上つた。其の内百九十一件五百

第二回貸付

第二回貸付は十月三十日決定發表された。右は第一回貸付決定後の申込總數三百六十九件、二千六百三十二萬圓の中百二十一件三百四十七

萬九千圓を貸付るに決した譯である。尙自作農創設維持資金は本年度新規貸付種目で、調査上特に重きを置き金額百七十萬圓の多額に上つた。因に小學校資金は今回で大體打切る筈であるが、計畫の良好なるものを選び今後も多少は貸付を行ふ筈。

住宅	四〇九、〇〇〇
公益市場	一三七、〇〇〇
公益浴場	四四、〇〇〇
自作農創設維持	一、七二四、〇〇〇
小學校	一、〇五五、〇〇〇
傳染病院	一七、〇〇〇
農業倉庫	九三、〇〇〇

二 社會保險施設

1 健康保險實施準備

本年の議會に於て健康保險法が制定され(第二十一編『労働立法』参照)新設社會局の所管となつた。而して何時より實施さるべきかは未定であるが、社會局では來年下期より實施の豫定で二百餘萬圓を豫算に計上した。其費途は實施準備としての保險官署(五ヶ年繼續で全國に本署二百支署三百

を設置する豫定)の建設又は借家費、同官署の吏員を養成すべき機關の設置、其等の官署を監督する監督局(之も順次増設して全國で五ヶ所にする豫定で局長は奏任)の設置費等又實施後の分としては夫等官署の費用及び同法第七條に據る組合員五十萬人に對する政府負擔額、年百萬圓の月割額(一名に對し一年二圓の豫定)等である。然し乍ら右の豫算は閣議で大削減を受け三十七萬四千五百八十三圓と決定した。従つて來年度に實施さるべき事業は大體左の如き程度のものであると。

- 一 保險監督局設置、四ヶ所(五ヶ所の中他の一ヶ所は十三年度に實施)
 - 一 保險署設置、五十ヶ所(殘五十ヶ所は十三年度より實施)
 - 一 保險署出張所二百ヶ所(殘百ヶ所は十三年度より實施)
 - 一 社會局の第二部保險課を第二部より切離して第三部になす事、第三部には二(又は三)の課を置き健康其他の事務を採る事
 - 一 右四項とも十二年六月より實施
- 尙拂込事務を實際に取扱ふのは十三年四月からだとの事である。

2 簡易生命保險法の改正

政府は該保證金額の制限を改正して在來の二百五十圓より三百五十圓に引上げんが爲め簡易生命保險法中改正案を第四十五議會へ提出したが、通過したので、四月十日公布された(第二十一編『労働立法』中参照)。

3 憲政會の疾病保險法案提出

憲政會は第四十五議會へ疾病保險法案(本年鑑十年版四八六―四八九頁参照)を提出した(第二十一編『労働立法』中参照)。

第二 職工貯蓄

一 工場貯蓄狀況一斑

(大正八年農商務省調査に據る)

大正八年に於て職工の貯蓄金に付計量的調査をなしたる一道一府二十五縣の狀況を大正七年の調査に係るところと對照すれば、左の如くである。

年 次

調査道府縣

貯蓄工場總數

貯蓄職工總數

貯蓄職工一人
當り貯蓄金額

大正七年十二月末 一道二府三十三縣
大正八年十二月末 一道一府二十五縣

一、九六三
二、八六六
二七〇、〇七三
三〇八、一三三
一九、四〇六
二六、二七〇

調査府縣の範圍が一致しないから正確に

各府縣中に於て貯蓄金額の最多なるは愛

井縣一縣のみである。管理方法別に依る職
貯蓄金の計數的報告に接した一道一府十三
縣の調査に基き右狀況を表示すれば左の如
くである。

増加の程度を知る事は困難であるが、前年

知縣であつて、二百四十萬四千四十二圓に

職工貯蓄管理方法別

度に比し殆んど倍額に近き金額の増加と見

達し、長崎縣の百四十四萬四千四百七圓五十

(大正八年十二月末現在)

るが至當であらう。斯くの如き急激な貯蓄

三錢、大阪府の百二十二萬六千二百六十五

工場數 職工數 金 額

金額の増加は、時局の影響に因る職工の收

圓二十三錢、北海道の六十二萬二百十三圓

郵便貯金 八九 四、八三三 五五、〇八・二三

入増加に起因する事勿論であるが、從來工

三十七錢等之に次ぐ。

銀行貯金 七六 五三、九九一 一、五五四、七三・四三

業主側に於ては、貯蓄金管理の手續を履む

て報告されたものゝ中、男工に在つては長

工場貯金 三六一 一五五、八六八 四、三五七、二六・八三

を煩なりとして之を嫌忌するの傾向があ

崎縣に於ける船舶車輛製造業職工の八千三

信用貯金 九 二〇四 四、六〇六・四五〇

り、職工側に於ては、動もすれば工業主の誠

百六十七圓四十錢を最高とし、女子に在り

計 一五五 三三、九〇四 六、五七七、四四・八八

意に疑を挟むものがあつたが、各府縣に於

ては三重縣に於ける紡績業職工の五千九百

備考

ては或は講演活動寫真等を利用し、或は工

五十五圓を最多とする。

一、本表は北海道、大阪、神奈川、長崎、千葉、
愛知、巖手、福井、石川、鳥取、山口、香川、愛

場懇話會等の工業主の團體を通じて貯蓄金

職工の貯蓄金管理方法は、郵便貯金、銀行

媛、高知、佐賀の十五道府縣の計數に據る。

奨励の宣傳に努力し、且其の管理に關する

貯金、工場貯金及び信用貯金の四種を出で

二、山口、愛媛、高知、佐賀の四縣は工場數不

諸手續を周知せしめた事が與りて大なる力

ない。而して右の内工場數に於ては、郵便

明なるが故に各工場數中には此等の縣を含

ありしものと謂ふ事が出来る。従つて今や、

貯金が第一位を占め、銀行貯金之に次ぐも、

ます。

工業主は貯蓄金の奨励が職工の吸收及び緩

職工數及び貯蓄金額に付ては、工場貯金首

右に依れば小工場に在りては第一に郵便

和に效果多きを悟り、職工は戦後失業の不

位に居り、銀行貯金が之に次いで居る。信

貯金次に銀行貯金に依るものが多いが大工

安に備ふるの自覺を以て貯蓄金に對し、漸

用組合貯金に依るものとして報告あるは福

場に於ては工場貯金制を採るものが多い様

である。或縣に於ては郵便貯金を以て確實な方法として推賞しつつあるが、利率の低い事、取扱時間に制限ある事、事務員の不親切なる事、拂戻に際し利息の計上を即時になし得ざる事等の不便あるを以て之に依るものが少ないと云ふ。工場貯金制は工業主側並に職工業側の共に便宜とするところであるが、一朝經濟界不況の場合を想像すれば、誠に危険多きものと云はねばならぬ。貯蓄金の奨励方法としては講演會、活動寫眞、幻燈等に依る宣傳の外、或は一年一回若くは二回貯蓄金額の一割以上の奨励金を工業主より交付するものがあり、或は一年一回貯蓄金年額の百分の一の貯金賞與金及び之と同額の貯金奨励金を交付するものがあり、或は勤続年限と比例して貯金奨励金を増加するものもある。而して最も一般的な奨励方法は、利率を高むる事である。

大正八年度に於て職工貯蓄金の管理に關し特に注意を要する事項がある。同年九月以降賃金毎月拂の原則が一齊に實行さるゝに至つた結果、從來賃金年末拂の慣習を有した製絲業の工業主は、職工貯蓄金の管理に依つて其の慣習の實體を繼續せんとするものゝ如くである。即ち工業主は職工賃金の大部分を貯蓄金として管理するに依り、毎月清算支給の手續を省き得るのみでなく、其金額は従前と等しく融通資本に流用し得るの便益があるから、競つて工場法施行令第二十四條の許可及び貯蓄金管理の認可を受くるに至つた。大正七年度にあつては長野縣下に於て貯蓄金の管理をなす工場は四十を算するに過ぎなかつたが、大正八年に於て貯蓄金の管理を申請したものが四百五十四件に上つた。

従つて職工の貯蓄金に附せらるゝ利率は、特に工場貯金に於ては六分以上一割に及ぶを普通とする。貯蓄の方法は強制貯蓄、任意貯蓄、金額を任意とする強制貯蓄の三種があつて、強制貯蓄の制度を採るもの多きは從來の如くであるが、強制貯蓄の場合には普通賃金支拂日に於て其の賃金中より日給一日分若くは月收の百分の二乃至百分の五位を控除貯蓄せしむるものである。貯蓄金の拂戻に就ては、各府縣に於て未だ紛議を惹起した事がない様である。工場法施行令第二十四條第二號により、許可を得て貯蓄金中工業主の給與にかゝる部分を交付せざる旨を定むるものは極めて稀であつて、其計數的に分明なのは三重縣の工場で、職工の勤続奨励方法として賞與金を貯蓄せしめ、職工が雇入契約に違反し其他職工の責に歸すべき事由により解雇せらるゝ場合には、其の一部又は全部を交付しない事として居る。其の他には斯くの如き場合は極めて稀なりと報告せるもの僅かに二府縣あるのみである。

二 郵便貯金

1 郵便貯金概況

イ 中央金庫預り郵便

貯金累年表 (單位圓)

し、工場貯金に在つては銀行又は郵便貯金利率より高率なる利息を附するを常とす

年度	本年 度	拂 戻 高	年度末現在預高
明治四十四年度	二四、四〇七、五七一	二〇、七二七、六四一	一九、四三三、七〇四
同 四十五年度	二七、九三三、四八〇	二七、六〇一、八〇四	二四、七五五、三八〇
大正 元年 度	二八、一〇八、九四一	三〇、八六四、七三二	二〇、〇〇九、五九〇
大正 二年 度	三三、九〇九、〇九五	三二、七三五、四八五	二四、一九三、二〇〇
同 三 年 度	一四九、〇九三、九七六	一六、三三三、一五七	二四六、九六五、〇一九
同 四 年 度	一六七、二六三、六九四	八一、二八、五四〇	三三三、一〇〇、一七三
同 五 年 度	二二七、二五三、四三九	一〇七、四四八、六九六	四六二、九〇三、九〇六
同 六 年 度	三七五、一〇六、八九五	三四、七〇五、九三六	六三三、三四四、八七五
同 七 年 度	三三三、四二〇、二六	三三、〇三三、二八四	七四八、七三〇、八〇六
同 八 年 度	三八、八二一、六一	二五、六八四、二五五	八八四、八五八、一六二
同 九 年 度			

口 郵便貯金状況累月表

月次	預 入		拂 戻		月 末 現 在	
	新規人員 金額(円)	全拂人員 金額(円)	金額(円)	人 員	金額(円)	
十年十二月	三五、三五八	五五、七五五、八六六	一八五、七八三	七六、一五二、七六二	二四、九七八、三〇九	九〇、九三三、六八四
十一年一月	三四、二七四	八〇、四〇四、〇五一	一七五、〇八二	七三、二七三、六一一	二五、一四五、九五一	九〇、八〇三、二三四
二 月	三六四、一三	六五、〇六一、六〇五	一九五、四三〇	六四、三〇六、五七一	二五、三三四、六三四	九〇、八〇八、一五八
三 月	三三七、二七	六四、〇一九、九一七	二二二、三四二	七一、六六七、一六三	二五、四一九、五〇九	九〇、一六〇、九〇九
四 月	三〇二、三八一	六五、六三四、一〇七	二二〇、四六七	七一、二八、〇三八	二五、五〇一、四三五	八九五、六六六、九八八
五 月	三九〇、三八九	七七、八〇八、八八六	二三四、〇八九	七一、五五九、〇〇一	二五、六六七、七三三	九〇、一九一、八七三
六 月	三二四、六六二	八四、五六六、七八九	一七五、三〇一	五七、八〇六、九九〇	二五、八〇七、〇八四	九三、八、六七六、六七三
七 月	二八三、二五〇	七五、四五二、二六三	一七三、六三九	五八、三五八、二七九	二五、九一七、六九五	九四、五、七七〇、六五五
八 月	二四四、〇四七	七三、五九四、五四〇	一七三、九四五	六三、五三六、七三六	二五、九八八、七九七	九五、八三、八、四六九
九 月	二九六、四三一	七〇、四四〇、一八二	一九六、九一六	六五、三七六、五九	二六、〇八八、三三二	九六、〇、九三、二二三
十 月	三五四、六八五	六三、〇二七、八九六	一四四、一〇七	五八、三八二、三八七	二六、二六五、八九〇	九六、四、五四七、六四一
十一月	三三〇、七六三	六一、〇三七、三五九	二二〇、四一八	六六、九九四、七八五	二六、四四六、二三四	九五、八、五〇九、二五

右に依つて見れば、昨大正十年の十月より本年の三月迄は漸次減少の趨勢にある。

我が國の郵便貯金は歐洲大戰に基く經濟界の好況を背景として實に莫大なる増加を來し、大戰開始の大正三年末には一億六千三百餘萬圓であつたものが大正八年末には六億九千七百餘萬圓に増加し、大正九年春の財界動搖當時即ち九年三月末には七億四千餘萬圓に増加し、其後財界の動搖不況があつたけれども猶増加の趨勢にあつて九年末には八億二千七百餘萬圓となり十年十月末には九億千二百三十九萬餘圓に上り同年十二月末には九億九十二萬餘圓となつた。爾後本大正十一年十一月に至る迄の情勢を掲ぐれば左の如くである。

十一月十二月一月の減少は是れ年末に際して(一月は舊の節季)通常見る現象であるが、二月以後の減少の原因は明かでない。或は債券公債の賣出し、博覽會の開催、不景氣による生活難等が原因だらうと云はれて居る。五月以後の増加は農村の收入期に入るが故で、八月に於ける急激な増加は、利子繰入れに原因する。爾後の増加には消費節約宣傳の効果も亦與つて居るだらうと思はれる。十一月下旬より十二月にかけての數字は未だ明かでないけれど、十一月中旬積善銀行の破綻による銀行信用の失墜は、郵便貯金をして、例年に反して稍増加せし

めた様である。

様に思はれる。今、其の趨勢を見るに、

ハ 人員及預金現在額 (逓信省貯金局調査)

大正十年八月四日	人員	金額	一人當り預金額
	二四、五八、七四	八七、二四一、二九	三六・二八六
大正十二年一月二十日	二六、七四、八一	一、〇〇、〇一四、〇一五	三七・四七二

ニ 大正十一年七月中預入拂戻口數及金額

預入	口數	金額	平均一口金額
	六、一四、七三	七五、四三、一五	一二・三五九
拂戻	一、五〇、八九	五八、五八、一七	三八・八五

2 預金部現況

(大正十一年十二月末現在)

(單位百萬圓△印ハ減)

資金の部	金額	十二月十五日現在に比し増減
種別		
郵便及振替貯金	一、〇一七	一四
貯蓄債券賣却代預金	一二	一
各特別會計其他預金	一六〇	△二〇
預金部積立金等	一六〇	四
合計	一、三四九	△二
運用の部		
國債證券	二三五	九
地方債證券	九三	一
勸業債券	一五一	一九

興業債券	九八	一
其他社債券	六四	一〇
支那政府債券	三二	一
英國大藏省證券	二〇四	一
英國國庫債券	一九	一
米國大藏省證券	八二	一
米國戰勝公債	一三	一
帝國鐵道會計等貸付金	一八七	一
在外預金	一四	一
内地預金	一五七	△四一
合計	一、三四九	△二

三 貯蓄銀行貯蓄預金狀況

貯蓄銀行に於ける貯蓄預金の狀況は、職工貯蓄の狀況と可成り深い關係があるものゝ

1 貯蓄銀行貯蓄預金累年

表 (單位圓)

年次	預金	年末殘高
明治四四年	四六〇、二七四、一七	一六三、五七〇、三〇五
大正元年	四四四、二四二、三三	一六六、四三三、四六四
二年	四八〇、四八八、二八	一六六、五三三、四八六
三年	四六〇、六七一、三三	一六五、六四一、八〇八
四年	四八二、二九二、七八	一九三、〇六六、九三三
五年	五四〇、八九五、二五	二〇〇、三三〇、九八四
六年	七四、四〇六、二四八	二五九、二七五、三九四
七年	九四、〇三一、四八	三四〇、三九、九八七
八年	一、三〇八、一九三、八九一	四三八、二三五、三七
九年	一、四三三、三四一、四八二	四四五、六八〇、七六一

2 大正九年貯蓄銀行貯蓄預金者職業別

職業	人員	金額
農	二、八四〇、四六四	九五、七六一、七八〇
商	三、三〇八、八二八	一三六、一五四、四八六
工	一、二八五、五二〇	四三、五二〇、六三七
雜	四、九九二、九三七	一五〇、二五三、八五八

四 各府縣に於ける職工貯蓄狀況

1 神奈川縣下職工貯蓄 (大正十一年六月末現在)

業種	工場數	職工數		貯金額	工場數	職工數		貯金額	工場數	職工數		貯金額
		計	別			計	別			計	別	
染織工場	七	計	女男	六九、八八四・五四	五	計	女男	二、二七三・三三	一	計	女男	四、七五〇・〇〇
機械及器具工場	九	計	女男	三、四、五、七、八、五		計	女男	二、一六八・七〇	三	計	女男	一、三〇三・三三
化學工場	三	計	女男	六、一六〇・一〇	一	計	女男	一、一〇三・三一	二	計	女男	二、〇〇〇・〇〇
飲食物工場	四	計	女男	七、八、七、六、五		計	女男	一、一〇三・三一	一	計	女男	一、〇八五・〇〇
雜工場	二	計	女男	九、〇、三、五、九、三	三	計	女男	七、九六二・九一		計	女男	一、〇八五・〇〇
特別工場	四	計	女男	八、六、八、七、三、五、八		計	女男	八、三〇三・六八		計	女男	一、〇八五・〇〇
合計	元	計	女男	三〇一、八〇三・〇三	九	計	女男	二、三三八・四四	七	計	女男	一、〇八五・〇〇

本表ノ工場數中ニハ認可ヲ受ケタレドモ休止中ノ工場ヲ算入セズ

2 長野縣下職工貯蓄 (大正十年十二月末現在)

工業ノ種類	工場數	貯蓄職工數	郵便貯金	銀行預金	工場貯金	合計
製糸業	四七三	三、〇三三	二五、九七〇・八八	二六、七三三・五二	四、七三三、五九一・八五	四、七三五、二八四・八四
紡績業	三	三〇	—	—	六、〇五〇・七九	六、〇五〇・七九
眞綿製造業	二	二四	—	—	二、一八〇・〇〇	二、一八〇・〇〇
染織雜業	二	一四	三三、一八	—	六、〇九四・二〇	六、三三六・三六

社會保險及職工貯蓄

船舶車輛製造業	一	五〇	六三六・〇〇	六二七・二六	六二七・二六
金屬品製造業	二	一九	六三六・〇〇	—	六三六・〇〇
製紙業	三	一八	—	七、九九・〇八	七、九九・〇八
化學雜業	三	七	一五〇・三〇	—	一五〇・三〇
印刷及製本業	三	二八	—	一、〇二・六四	四、一五・〇七
合計	四一	六三、九六	二六、九八・八六	四、七六・五八・七三	四、八三、三九・五二

3 福岡縣下工場職工貯蓄狀況

(大正十年十二月末現在福岡縣工場課調査)

貯蓄施設アル工場	一〇三	貯蓄額	郵便貯金	銀行貯金	工場貯金	計
貯蓄人員	一七、三一四	計	二九、七六・四四	三、〇四・三四	一、〇二・六四	三一、七二・八六〇
			四、八三、三九・五二	四、八三、三九・五二	—	四六、四〇九・二六〇
			—	—	—	七三一、一四〇・九六〇
			—	—	—	八〇九、二七五・〇八〇

4 兵庫縣下職工貯蓄 (各年十二月末日現在)

年別 / 區別	貯金工場數	貯金職工數	郵便貯金	銀行預金	工場貯金	計
大正九年	一六	四四、〇二	二四、五七、〇八〇	二〇、八八、五二〇	四、四四、二三四、一三〇	四、六九、六二九・七三〇
大正十年	一六	六〇、一五〇	二四、三五、六二五	三二、三四、一五三	三、一四八、九六一、四五七	三、四八四、六九一・三三四
前年度ノ比較	三	一六、一三元	七九、七八、五三五	一〇、五三、六四三	一、二六五、二七二、六七三	一、一七四、九三八・四九六

5 和歌山縣下工場職工貯蓄狀況

(大正十年十二月末現在)

縣下全工場	三八六	貯蓄施設アル工場	六、〇二一
右職工數	二一、七五九	貯蓄人員	二七二、四〇七・二五五
		貯蓄額	—

栃木縣下工場職工貯蓄狀況 (大正十年十二月末現在栃木縣警察部保安課調査)

工業種類	工場數	貯蓄人員	郵便貯金	銀行預金	工場預金	合計
紡績業	三	九七五	二二、〇〇	七、〇〇・〇〇	四三、三三・〇一	五〇、六〇・〇一
撚糸業	一	七	—	一、三三、二三	—	一、三三、二三
織物業	二〇	八〇一	四、六四、三二	六、六八・二四	四、九一七・七四	一六、二四三・二九
染色整理其他ノ加工業	四	一〇	三〇、五〇	三、二七〇・七一	一、五三・八一	四、九二五・〇三
機械製造業	一	二〇	—	—	二三〇・〇〇	二三〇・〇〇

器具製造業
金屬品製造業
窯業
製紙業
釀造業
精穀精粉業
印刷製本業
雜工場ノ雜計

貯金別 / 金額別
郵便貯金
銀行預金
工場預金
合計

金額別	拾圓未滿		十圓以上三十圓未滿		三十圓以上五十圓未滿		五十圓以上七十圓未滿		七十圓以上一百圓未滿		一百圓以上三百圓未滿		三百圓以上五百圓未滿		五百圓以上八百圓未滿		八百圓以上千圓未滿		千圓以上		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
器具製造業	5																				584
金屬品製造業	3																				91,010.3
窯業	1																				1,077.5
製紙業	1																				1,866.61
釀造業	1																				431.93
精穀精粉業	1																				6,916.9
印刷製本業	2																				4,885.7
雜工場ノ雜計	1																				766.08
合計	40																				180,751.91

7 山梨縣下工場職工貯蓄狀況

(大正十一年五月一日現在山梨縣工場課調査)

縣下全工場 三三〇
貯蓄施設アル工場 九八
貯蓄人員 四、七五七

郵便貯金 二、一八三・六八〇
銀行貯金 一六、三六四・四二〇
工場貯金 三、四三三・二二〇
貯蓄額 四二、九八〇・三二〇

一人平均額 工場種別貯蓄額

工場種別	郵便貯金	銀行貯金	工場貯金	計
染織工場	二〇、一四五・三八〇	一四、七二二・九四〇	二、五五七・三三〇	三七、四四五・五四〇
機械器具工場	一四八・九八〇	八七〇・三六〇	七二〇・〇〇〇	一、七三九・三四〇
化學工場	—	三八三・〇〇〇	二五・〇〇〇	四〇八・〇〇〇
飲食物工場	一九二・〇〇〇	—	一四〇・〇〇〇	三三二・〇〇〇
雜工場	—	三九八・二三〇	—	三九八・二三〇
特別工場	二、六九八・三三〇	—	—	二、六九八・三三〇

社會保險及職工貯蓄

8 山口縣下職工貯蓄狀況

(大正十年十二月末現在)

貯蓄職工數	四、一六四
貯蓄額	
郵便貯金	一九、一八七・〇〇〇
銀行貯金	二四、三七四・〇〇〇
工場貯金	一六一、四九六・〇〇〇
計	二〇五、〇五七・〇〇〇
一人平均額	
全職工	四九・四八五
製紙	二四・四六〇

9 愛知縣下職工貯蓄狀況 (大正十年十二月末現在愛知縣工場課調查)

製藥工場	一八・二三〇
窯業	一四・三三〇
機械工場	八一・七〇〇
水産製造	五七・五〇〇
蔓莖細工	五七・四〇〇
船舶車輛製造	五〇・〇五〇
金屬製造	四四・二七〇
器具製造	三三・四〇〇
人造肥料	三三・二二〇
石細工	二七・七七〇
雜工	三三・四五〇
釀造	三三・一四〇
清涼飲料	二二・六一〇
電氣	二二・二一〇
組物	一四・八六〇
印刷製糸	一三・五七〇
摺絲業	二二・二八〇
織物	二二・〇〇〇
火藥工場	一一・〇〇〇
製糸工場	七・五九〇
計	一、〇四一、〇六・四三

工業種類	工場數	人員	郵便貯金	銀行預金	工場貯金	計
製絲業	九三	二二、四七七	四九、三三八・〇二	一五五、三四三・五一	八三六、三四・九〇	一、〇四一、〇六・四三
紡績業	一六	三三、一二三	—	一〇、二六八・〇〇	七三六、一八二・六四	七三六、三五〇・六四
摺絲業	七	八二	—	八三・二一六	—	八三・二一六
織物業	四三	七、三三七	六三、七四三・五七	五九、六九一・七〇	一九五、九一七・九七	三二八、三五三・二四
染色整理其他ノ加工業	七	一〇八	—	一、六三二・五三	—	一、六三二・五三
組物編物業	三	六五	—	三、三五五・五二	—	三、三五五・五二
計	一六八	五二、一六一	一一三、〇八一・五八	二二一、〇三二・四一	一、七五八、四三五・五一	二、一〇一、五〇九・五〇
機械製造業	五	三三六	五〇八・九八	一、六二六・〇九	一五、一一〇・七四	一七、三三五・八一
船舶車輛製造業	一	一、四九五	—	—	四三、三五・七四	四三、三五・七四
器具製造業	三	五七九	—	七、六〇四・三四	—	七、六〇四・三四
金屬品製造業	一	五	—	一三・九七	—	一三・九七
計	一〇	二、四二五	五〇八・九八	九、三四四・四〇	五八、四四六・四八	六八、二九九・八六
窯業	二	一、三九八	—	三、五〇九・六八	—	三、五〇九・六八
製紙業	一	三	—	—	九三三・一二	九三三・一二
發火物製造業	一	二四	—	八四・五四	—	八四・五四

合 計	特別工場		雜工場				飲食物工場		製油及製蠟業 人造肥料製造業											
	金屬精鍊業	瓦斯業	計	雜業	木竹	茶製品業	印刷製本業	計	製糖業	精穀製粉業										
1107	2	1	1	0	6	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
55,906	331	123	108	521	222	103	207	218	1031	1,470	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
141,033.00	1,165.45	1,165.45	5,933.28	1,204.28	675.24	4,043.76	488.01	488.01	20,926.70	68.48	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
226,772.20	1,330.31	1,330.31	1,330.31	1,330.31	1,330.31	1,330.31	1,527.66	1,527.66	3,594.33	1,527.66	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1,833,107.79	2,465.46	2,465.46	2,465.46	2,465.46	2,465.46	2,465.46	2,465.46	2,465.46	6,980.96	2,465.46	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2,230,909.99	4,951.33	2,485.76	2,485.76	2,485.76	2,485.76	2,485.76	2,485.76	2,485.76	3,491.88	2,485.76	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1